

OFFICE K の破産手続廃止決定に関する Q&A

OFFICE K 社の破産手続廃止決定について、皆様からご質問がなされるであろう事項について、以下のとおり Q&A を掲載しておりますので、内容をご確認いただければ幸いです。

Q1. 既に支払ったエステ料金に対する返金や解約返戻金を受けられないのか。

A1. 当職において、破産会社の資産の調査・換価・回収作業を行ってまいりましたが、債権者の皆様に対して配当を行うに足りる十分な破産財団を形成するには至りませんでした。そのため、お支払いになられたエステ料金に対する返金や解約返戻金のお支払いは一切ございません。

Q2. 返金を受けられないのであれば、新運営会社による救済措置に基づくエステサービスを受けたい。

A2. ホームページに掲載しておりますとおり、救済措置の申込み期限は過ぎておりますので、基本的にはお受けできません。申込期限を過ぎた場合の救済措置の適用の可否に関する問い合わせにつきましては、新運営会社に直接お問い合わせを頂ければ幸いです。

救済措置を受けられる店舗	救済措置を提供する新運営会社とお問合せ先
旧「PIKARI」新宿店 (現「Richel 新宿店」)	株式会社 LOL <u>お問合せ先：03-6258-1877</u>
旧「PIKARI」町田店	株式会社ミラックス <u>お問合せ先：042-850-9033</u>
旧「PIKARI」池袋店 (閉店) 旧「PIKARI」大宮店 (4月22日閉店) 株式会社 J. BLOOM の他店舗にて受け入れ予定 (mimosas+ (ミモザプラス) 大宮店が開店済)	株式会社 J. BLOOM <u>お問合せ先：048-657-8703</u> <u>対応時間：11:00～18:00</u> (毎週月曜日を除く)

Q3. 日本プラムを利用してエステティック契約のローンを組んでいたが、ローンの支払いが今も預金口座から継続して引き落とされている。

A3. 顧客の皆様はPIKARIの破産によりエステサービスが受けられなくなっていますので、未消化のエステサービス分に対応する料金については日本プラムに対する支払いを停止することができると考えられます（「抗弁権の接続」といいます）。

もともと、ショッピングクレジット等の信販契約につきましては、顧客の皆様と日本プラムとの間の契約となりますので、信販契約に基づく支払いを停止するための手続などは、日本プラムに直接お問合せください（日本プラムのカスタマーセンターの電話番号は、0570-099-999です）。

Q4. 自分のクレジットカードを利用してエステティック契約の料金を支払ったが、今もクレジットカード会社に対する支払が継続されている。

A4. PIKARIとエステサービス契約を締結され、その代金の支払いについてご自身のクレジットカードを利用されている場合で、クレジットカード会社への支払が残っている方、又はその支払いを完了されている方は、まずは、クレジットカードによる支払の停止又は返金の有無について、ご利用のクレジットカード会社のカスタマーセンターにご連絡下さい。

その際、カスタマーセンターの対応者に、以下の①と②の内容をお伝えください。

- ① （株）OFFICE Kが運営するPIKARIという脱毛サロンで、クレジットカードを利用して代金を支払い、エステサービスを受けていたものの、PIKARIが破産したとの通知を受けたこと
- ② PIKARIのエステサービスの未消化分（まだサービスを受けていない分）について、クレジットカードの支払を停止したいこと（「抗弁権の接続」といいます）、又は可能な場合には既に支払ったクレジットカード払い分を返金して欲しいこと

その後、クレジットカード会社の案内にしたがって、必要な手続（クレジットカードによる支払の停止等を申し出る旨の書面を、ご自身でクレジット会社へ送付することが必要な場合があります）を行ってください。

また、クレジットカード会社にて必要な手続を進めるために、顧客の皆様がPIKARIと締結されたエステサービス契約の契約金額、役務契約回数、役務消化回数、役務の単価等についての情報を、クレジット会社へ提供するよう求められる場合もあります。

上記の各情報が分からない場合は、顧客の皆様又はクレジットカード会社か

ら、破産管財人の問い合わせ窓口（Info@mmn-law.gr.jp）までメールにてご連絡下さい。破産会社から引き継いだ情報、その後管財業務により判明した情報に基づき、分かる範囲で上記情報をご提供いたします。

もし、クレジットカード会社へ連絡してもクレジットカードの支払が止まらない場合は、消費生活センター、弁護士等の専門家にご相談ください。

Q5. 個別に問い合わせをしたいことがあるが、どこに連絡をすればよいのか。

A5. 連絡先は下記のとおりですが、誠に申し訳ありませんが、多数の顧客の皆様からの電話での問い合わせに個別に対応させていただくのに十分な体制を構築できません。

お電話をいただいても、大変つながりにくく、またつながったとしてもその場で直ちにご回答できないことが予想されます。

したがって、個別にお問い合わせいただく場合は、下記の連絡先へのメールまたはFAXにてご連絡くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

〒102-0083

東京都千代田区麹町 4-1 麹町ダイヤモンドビル 6 階

桃尾・松尾・難波法律事務所

破産者株式会社 OFFICE K

破産管財人 弁護士 岩波修

FAX 03-3288-2081

メールアドレス Info@mmn-law.gr.jp

以上